

## 境港市公共下水道条例（抜粋）

### （使用料の減免）

第 26 条 市長は、次の各号の一に該当するときは、使用料を減免することができる。ただし、減免を受けようとする者（法人にあつては非常勤を含む役員、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者、理事等、個人にあつては当該個人）が、境港市暴力団排除条例（平成 23 年境港市条例第 14 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有する者でない場合に限る。

- （1）多量の水を使用する者で、規則で定める要件を満たし、かつ、市長が支援の必要があると認めたとき。

## 境港市公共下水道条例施行規則（抜粋）

### （使用料の減免申請）

第 19 条 条例第 26 条の規定により使用料の減免を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、使用料減免申請書（様式第 13 号）に当該減免に係る要件を満たすことを証明する書類及び役員等名簿（様式第 13 条の 2）を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請による減免を決定又は却下したときは、使用料減免決定（却下）通知書（様式第 13 号の 3）により申請者に通知するものとする。

3 申請者は、第 1 項の規定による申請書の記載事項に変更があつたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

### （使用料の減免要件）

第 19 条の 2 条例第 26 条第 1 号の規則で定める要件は、次の各号に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- （1）境港市内で公共下水道を利用する製造業者（日本標準産業分類における製造業を営む事業者をいう。）であること。
- （2）条例第 20 条第 2 項又は第 21 条第 1 項の規定により認定された排除汚水量が 500 立方メートルを超過していること。
- （3）減免の対象となる下水が主として製造業務に使用された工場排水であること。
- （4）排除される下水の水質が条例第 13 条及び第 14 条の規定に適合していること。
- （5）使用料、境港市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成元年境港市条例第 37 号）に基づく受益者負担金及び市税を滞納していないこと。

### （製造業減免の額の算定）

第 19 条の 3 条例第 26 条第 1 号の規定による減免（以下「製造業減免」という。）の額は、次の各号の定めるところにより算定する。

- （1）減免は条例第 24 条の規定により算定された使用料の単位毎に行う。
- （2）条例第 18 条の規定により算定された使用料の額から、排除汚水量の 500 立方メートルに相当する使用料の額を控除した金額を減免対象額とする。
- （3）減免額は、前号の減免対象額の 2 分の 1 の額とし、算定された減免額に千円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとする。

### （水質の報告）

第 19 条の 4 製造業減免を受けた者は、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号。以下「法」という。）第 12 条の 12 に規定する水質の測定結果を 6 ヶ月に 1 回以上報告しなければならない。